四十三の二　信用金庫法施行規則（第百条第三項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三に限る。）	［号を加える。］
四十四　［略］	四十四　［同上］
四十四の二　労働金庫法施行規則（第八十三条第三項、第百五十二条の二第二項及び第百五十二条の二の三に限る。）	［号を加える。］
四十四の三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第三項に限る。）	［号を加える。］
四十四の四　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（第五十条の三十一の二十七第二項、第五十条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）	［号を加える。］
［四十五～五十一　略］	［四十五～五十一　同上］
五十一の二　農林中央金庫法施行規則（第百四十七条の十六の十八第二項、第百四十七条の十六の二十及び第百四十七条の十六の三十八第一項に限る。）	［号を加える。］
［五十二～五十七　略］	［五十二～五十七　同上］
五十七の二　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十第一項に限る。）	［号を加える。］
五十八　［略］	五十八　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（農業協同組合法施行令第六十二条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令の一部改正）

第四条　農業協同組合法施行令第六十二条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業協同組合法施行令第六十三条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令	農業協同組合法施行令第六十二条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令
1　農業協同組合法施行令（次項において「令」という。）第六十三条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。	1　農業協同組合法施行令（次項において「令」という。）第六十二条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。
2　令第六十三条第四項の規定による通知は、遅滞なく、都道府県知事が同条第一項の規定に基づき農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十五条第一項又は第二項に規定する事務を行う上で必要な事項を記載した文書でしなければならない。	2　令第六十二条第四項の規定による通知は、遅滞なく、都道府県知事が同条第一項の規定に基づき農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十五条第一項又は第二項に規定する事務を行う上で必要な事項を記載した文書でしなければならない。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（顧客に関する特別の非公開情報の取扱い）	（特別の非公開情報の取扱い）
第七十条　［略］	**第七十条**　［同上］
（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第七十一条の三　法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。	**第七十一条の三**　［同上］
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　令第五十五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。	四　令第四十九条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。
五　［略］	五　［同上］
2　法第五十七条の二第二項第二号の紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。	2　［同上］
一～三　［略］	一～三　［同上］